

新型コロナウイルス感染症を踏まえた、初等中等教育における  
これからの遠隔・オンライン教育等の在り方について（検討用資料）

令和2年6月18日  
初等中等教育局

## 1. 基本的な考え方

### （1）初等中等教育の本質的な役割

- 初等中等教育は、家庭の経済的な状況や地域等に関わりなく、新しい時代に必要となる資質・能力を育むための学習機会を保障する役割に加え、社会の形成者としての全人的な発達・成長を保障する役割や、身体的、精神的な健康を保障する安全安心な居場所・セーフティーネットとしての役割をも担っている。今般、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により児童生徒が学校に登校できない時期が続いたことで、この学校の役割の重要性が再認識されたところである。
- また、国際的にも高く評価されている「日本型学校教育」は、教師が学習指導のみならず生徒指導等の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握し、知・徳・体を一体的に育んでいる。特に初等中等教育は、学校という場や地域社会で様々な集団活動を行い、多様な他者と関わり、対話することを通じて人を育てる営みであることに留意する必要がある。
- さらに、AI技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、教師による対面指導や児童生徒同士による学び合い、地域社会での多様な学習体験の重要性がより一層高まっていくものである。そのため、教師には、ICTを活用しながら、児童生徒の対話的、協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが求められる。

### （2）新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の初等中等教育の在り方について

- 今後、社会全体が、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならぬ状況であることから、感染症対策を講じつつ、初等中等教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、最大限、健やかな学びの保障に取り組んでいかなければならない。

- このため、新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、必要に応じて臨時休業等が行われる段階においては、非常時の対応として、遠隔・オンライン教育や ICT 等を活用した家庭学習、地域社会の専門機関等との連携など、あらゆる手段を引き続き講じる必要がある。
- また、現在、学校現場で行われている遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後、検証を進める必要があるが、様々な学習支援コンテンツを利用することで多様な学習ができる、教師と児童生徒が ICT を活用しつながることで心身の健康状態や学習状況の把握が可能になる、学校再開後の学習活動が円滑に進められるなどの成果がある一方で、発達段階や習熟度の違い、障害の状態等により自発的な学習が困難な場合があることや、家庭環境により学習の状況・成果に差が生じてしまうなどの課題も見られる。
- 今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後においては、未来を生きる児童生徒に求められる資質・能力をより一層育んでいくためにも、初等中等教育の本質的な役割を踏まえつつ、非常時の対応として取り組まれている家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育等を積極的に取り入れていくことにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現していく。

## 2. 必要な取組

### (1) 新型コロナウイルス感染症が収束しておらず、必要に応じて臨時休業等が行われる段階（「WITH コロナ」の段階）

#### 【基本的な方針】

児童生徒の学びを保障するため、ICT を活用しつつ、教師による対面指導と遠隔・オンライン教育との組み合わせによる新しい教育様式を実践する。

#### 【取組事項】

##### ① 児童生徒の学習指導について

- ・ 緊急事態宣言解除後も、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等が行われた場合には、一定の要件の下、オンラインを含む家庭学習を授業と同様に評価（令和 2 年 4 月 10 日 文部科学省初等中等教育局長通知）することを明確化する。
- ・ 児童生徒全員の学びの保障、特に分散登校が続くなどしている地域や最終学年に対する ICT 機器の優先配備や特に配慮を要する児童生徒について優先的に登校してもらうなど重点的に対応する。
- ・ 学校の授業において対面で学習する活動を重点化し、ICT の活用を含む授業以外の場での学習活動を指導計画に位置付ける。

## ② GIGA スクール構想の加速による ICT 環境の早期整備について

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGA スクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業時等においても、ICT を活用し、児童生徒の学びを保障できる環境を早急に実現する。

## ③ 学習支援コンテンツに関する情報提供の充実について

臨時休業等に伴い学校に登校できない場合においても、児童生徒が多様な学習ができるよう、教師や児童生徒の利便性にも配慮しつつ、デジタル教材や動画などの学習支援コンテンツに関する情報提供を充実する。

## ④ 教師の ICT 活用指導力の向上等について

教師が遠隔・オンライン教育を含め ICT を活用した効果的な指導ができるよう、オンライン等を活用した教師向け研修を提供するとともに、教師の日常的な ICT 活用をサポートする ICT 支援員の配置の促進を行い、全国の学校現場をサポートする。また、設置者に対して、ICT 環境整備（セキュリティ含む）に関する計画策定、ICT を活用した効果的な指導方法等について、助言・支援を行う ICT 活用教育アドバイザーの活用を推進する。

## ⑤ ICT 活用の先進事例の情報発信・横展開について

端末やネットワーク環境等が整備された後、遠隔・オンライン教育を含め ICT を活用した効果的な指導が進むよう、教育委員会や学校の取組を集約し、発信する。その際、他の教育委員会や学校が参考としやすいよう取組の効果や課題などの情報の充実を図る。

## ⑥ 臨時休業時等における学習状況の把握について

臨時休業時等における児童生徒の学習実態について、学習指導の状況、学校や家庭における ICT 環境の活用状況、設置者や学校における ICT 教育推進のための体制などを把握し、今後、必要に応じて臨時休業等が行われる場合に備え、上記①から⑤の取組の改善を行う。

## ⑦ 臨時休業等の影響の検証について

臨時休業等の影響について、既存調査の結果も活用し、臨時休業前から学校再開後の児童生徒の状況変化を分析することで、学校における指導改善につながる検証を行う。

## (2) 新型コロナウイルス感染症が収束した段階（「ポストコロナ」の段階）

### 【基本的な方針】

Society5.0 時代にこそ、教師が ICT を活用しながら、児童生徒に対話的、協働的な学びを実現することが必要である。

今後は、対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践で明らかになる成果や課題を踏まえ、発達段階に応じて、ICT を活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで協働的な学びを展開する。

その際、憲法や教育基本法に基づき、すべての児童生徒に対し、社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者としての基本的な資質を養うことを目的とする義務教育と、義務教育の基礎の上に高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする高等学校における教育の違いにも留意する必要がある。

また、知・徳・体を一体的に育む「日本型学校教育」の良さを継承するとともに、履修主義と修得主義（※）等の考え方を適切に組み合わせることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと、社会とつながる協働的・探究的な学びを実現するための取組を進める。

※現行制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することもって足りるとする履修主義（例、年間の標準授業時数等を踏まえた教育課程の編成・実施）、履修した上で一定の成果を上げることまで期待される修得主義（例、目標標準拠評価）、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義（例、同一年齢の進級・進学）、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義（例、制度としての原級留置）の考え方がそれぞれ取り入れられている。

### 【取組事項】

#### <ICT の活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実について>

##### ① 学習履歴（スタディ・ログ）を活用した個別最適化された学びについて

教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、学習履歴（スタディ・ログ）を活用した実証的取組を進めることにより、ICT を効果的に活用し、誰一人取り残すことのないよう、個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や指導改善を図る。

##### ② 教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくりについて

児童生徒の学習活動の質を高めるため、学校の授業時間内において、教師による対面指導に加え、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルを展開する。

## (遠隔授業の実施例)

- ・児童生徒の習熟度に差が出やすい単元を学校の授業において指導する際に、場面において、習熟度別の遠隔授業やオンデマンドの動画教材等の活用の時間や、教師や学習指導員が個別対応する時間を設けるなど、個別最適化された授業を展開。
- ・学校において遠隔授業を実施し、海外の児童生徒と交流することにより、多様な国や地域の文化に触れる機会を設ける。

## ③ 高等学校における遠隔授業の活用について

高等学校における同時双方向型の遠隔授業の実施について、単位数の算定、対面により行う授業の実施などの要件の見直しを行い、教師による対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能とし、多様かつ高度な学習機会の充実を図る。

## ④ デジタル教科書・教材の普及促進について

ICT を活用した取組の促進を踏まえ、学習者用デジタル教科書・教材についても、普及促進を図る。また、学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、有識者会議において、その効果・影響等について検証しつつ、使用の基準や教材との連携の在り方も含め、学びの充実の観点から検討を行う。

## ⑤ 児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応について

不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒について、関係機関と児童生徒の状況を共有し、支援しやすい環境を構築するため、個別の支援計画等の作成及び電子化を進める。また、教師やスクールカウンセラー等による遠隔技術等を用いた相談・指導の実施や、ICT を活用した学習支援、デジタル教材等を活用した児童生徒の理解度や特性に応じた学習活動を進める。

さらに、音声読み上げやルビ振り等の特別な配慮を必要とする児童生徒の学習に資する機能を持つ学習者用デジタル教科書の活用を促す。

## ⑥ 中山間地域等の地方の学校における遠隔授業の活用について

### (義務教育段階)

山間・へき地や、小規模校などの学校において、児童生徒間の多様な交流や専門家による対面での指導が困難な場合に、遠隔授業を積極的に活用することにより、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組む機会の充実を図り、また、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る。

## (高等学校段階)

生徒の希望する進路を幅広く実現するため、地域圏の複数の高等学校をネットワーク化し、同時双方向型の遠隔授業を実施し、科目の相互履修を可能とする新たな仕組みを構築する。その際、遠隔授業配信センター方式による遠隔授業の配信を推進するための必要な方策も併せて検討する。

### <特例的な措置や実証的な取組について>

#### ⑦ 臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組について

新型コロナウイルス感染症を含む様々な感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、学校と児童生徒等の関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図るとともに、学校の教育活動を継続し、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理する。

#### (取組例)

各設置者において、臨時休業時等においても学校と児童生徒等の関係を継続し、学校の教育活動を継続するための計画を作成するよう要請。

※計画に記載する観点の提示例（同時双方向型の遠隔教育に必要な教育指導体制、感染症対策と指導の両立のための学習集団規模、心のケアや虐待防止のために必要な対応、家庭における学習の取り扱い など）

#### ⑧ 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用について

学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養、不登校など）に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度の活用促進や好事例の周知を図る。

#### ⑨ 個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

臨時休業中における遠隔・オンライン教育の実践を踏まえつつ、個別最適化された学びの効果的な実現に向けて、教育課程の特例を認める制度を活用し、実証的取組を進める。

### <実証的取組の例>

#### (義務教育段階)

- ・ 遠隔・オンライン教育により、日本や外国の大学や研究機関、企業等をはじめとした社会の多様な人材・リソースなどを活用することで、普段触れることが難しい最先端のアカデミックな知見を用いて特異な才能を持つ児童生徒等に対する指導を行う。

- ・ ICTの活用等による効果的・効率的な学習と、探究的な学習の充実を組み合わせるなどのカリキュラム・マネジメントによる授業時数の弾力化に向けて検討する。
- ・ 特別な配慮を必要とする児童生徒に関して特別な教育課程を編成し、多様なメディアを効果的に活用し遠隔教育を行うこと（やむを得ず学校に登校することができない児童生徒については、学校外における受講も認めること）について、特例的な措置を講じ、対面指導と遠隔教育とをベストミックスさせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施する。

(高等学校段階)

多様なメディアを効果的に活用し、家庭における同時双方向型オンデマンド型の学習を授業の一部として特例的に認めることにより、対面指導と遠隔・オンライン教育とをベストミックスさせた指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施。

**参考：用語の定義**

1. 遠隔・オンライン教育

遠隔システムを用いて、同時双方向で学校同士をつないだ合同授業の実施や、専門家等の活用などを行う。また、授業の一部や家庭学習等において学びをより効果的にする動画等の素材を活用する。

(「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」令和元年6月 文部科学省)

2. 遠隔教育

遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育。

(「遠隔教育の推進に向けた施策方針」平成30年9月 遠隔教育の推進に向けたタスクフォース)

3. 遠隔授業

遠隔教育のうち授業で遠隔システムを使うもの。（合同授業型、教師支援型、教科・科目充実型のいずれかの類型）

(「遠隔教育の推進に向けた施策方針」平成30年9月 遠隔教育の推進に向けたタスクフォース)